

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における保育人材の確保を図るため、奨学金を利用して資格を取得し、市内保育所等で新たに就労する保育士に対し、予算の範囲内において春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市内保育所等に新たに就労した保育士資格を有する者（以下「保育士」という。）とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

(2) 令和5年4月1日以降に対象となる施設又は事業所（以下「対象施設等」という。）において常勤の保育士（当該対象施設等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。）として雇用された者

(3) 過去に保育士としての勤務実績がない者（ただし、埼玉県保育士奨学金返済支援事業を実施する市町村内で複数の対象施設等に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がないものとみなす。）

(4) 類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

(対象施設等)

第3条 本事業の対象施設等は、市以外の者が運営する市内の施設又は事業所のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。ただし、市長が適当でないと認めた経費については、補助金の交付の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(交付決定の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、当該交付決定金額を変更しようとするときは、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(変更交付決定の通知)

第8条 補助金の変更交付決定の通知は、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、実績報告をしようとするときは、補助金の交付決定に係る会計年度終了後速やかに、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 補助金の額の確定の通知は、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付の請求は、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助対象者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額	備考 (市の負担率)
補助対象者が奨学金の返済に要する費用 (元金、利息に限る。) ※対象とする奨学金は、自己の名義で借り受けた資金であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 日本学生支援機構奨学金 (2) あしなが育英会奨学金 (3) 交通遺児育英会奨学金 (4) その他これらに類する資金として、市長が奨学金に準ずると認めるもの	保育士一人当たり 年額 180,000円 15,000円に対象期間の月数を乗じた額を上限とする。 ※対象期間は、補助対象者が第2条に規定する要件を満たした日の属する月(当該日が月の初日でない場合は翌月。)から5年間。ただし、同条の要件を満たさなくなった場合は、当該日が属する月(当該日が月の末日でない場合は前月。)を終期とする。	1 / 2

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり補助を受けたいので、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 補助金の名称 春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金
2. 補助年度 年度
3. 申請金額 金 円

(添付書類)

1. 埼玉県保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（県・様式1）
2. 雇用証明書（県・様式2）
3. 採用時の履歴書の写し
4. 保育士証の写し
5. 奨学金貸与を証明できる書類
6. 振込先金融機関預金通帳の写し

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり決定したので春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付

(1) 補助金の名称 春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金

(2) 補助年度 年度

(3) 交付金額 金 円

2. 不交付

(理由)

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記補助金について、変更の承認を受けたいので、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 補助金の名称 春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金
2. 補助年度 年度
3. 変更後の申請金額 金 円
4. 変更理由

(添付書類)

1. 埼玉県保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（県・様式1）
 2. 雇用証明書（県・様式2）
 3. 採用時の履歴書の写し
 4. 保育士証の写し
 5. 奨学金貸与を証明できる書類
 6. 振込先金融機関預金通帳の写し
- ※上記のうち、申請時から変更のあった書類のみを添付して下さい。

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金について、下記のとおり決定したので、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 交付

(1) 補助金の名称 春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金

(2) 補助年度 年度

(3) 変更後の交付金額 金 円

2. 不交付

(理由)

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書

年 月 日

春日部市長 あて

報告者 住 所
氏 名

年度に交付を受けた下記補助金について、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1. 補助金の名称 春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金
2. 補助年度 年度
3. 補助金額 金 円

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金確定通知書

年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業等については、次のとおり補助金の額を確定したので、春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

交付決定通知年月日	年 月 日
補助年度	年度
補助金の名称	春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金
補助事業等の名称	春日部市保育士奨学金返済支援事業
補助金交付決定額	円
補助金の交付確定額	円

様式第7号（第12条関係）
様式第7号（第12条関係）

春日部市保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書

金 円

ただし、 年度 補助金
として上記金額を支払われたく請求します。

年 月 日

春日部市長 あて

請求者 住 所
氏 名

印